

損害賠償及び和解に関する件

平成30年（2018年）2月20日提出

札幌市長 秋 元 克 広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 相手方

札幌市東区在住者

2 事故の概要

(1) 平成29年1月26日、札幌市中央区南6条西7丁目11番地において、
財政局の税務用の自動車が、道路を走行中に、路面が凍結していたことから
スリップし、当該道路に進入しようとして左方の路外で停車していた相手方
が乗車する自動車と衝突した。

(2) これにより、相手方は、頸椎捻挫、左背部痛及び左尺骨神経打撲による
神経障害を負い、約6か月間通院した。

なお、この事故は、平成29年第3回定例市議会報告第5号 番号19
と同一の事故である。

3 損害賠償の額

1,792,996円

(理 由)

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解する
ため、本案を提出する。